

令和元年11月19日発行

# 成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第19号

## ➤ 本号の掲載内容

1. 国基本計画の中間検証が始まりました
2. 報告！国研修を開催しました
3. 各地の取組を紹介します  
(大分県臼杵市、群馬県渋川市、宮崎県延岡・西臼杵地域)
4. よくあるQ&A

## 1. 国基本計画の中間検証が始まりました

国の基本計画では、中間年度に当たる令和元年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行うこととされています。そこで、今年度は、専門家会議に中間検証WG（ワーキング・グループ）を置き、基本計画のテーマごとに4回開催し、専門家会議においても審議した上、中間検証をとりまとめる予定としています。

今回のニュースレターでは、既に行われた第1回と第2回中間検証WGについて、お伝えします。

### 中間検証WGのスケジュール

	開催日	テーマ
WG ①	10月9日 (水)	・市町村計画の策定 ・地域連携ネットワークづくり (中核機関の整備推進など)
WG ②	11月5日 (火)	・意思決定支援の推進 ・後見人等担い手の確保
WG ③	11月20日 (水)	・適切な後見人等の選任と報酬 ・医療・介護に係る意思決定が困難な人への支援等の検討 ・権利制限の措置の見直し
WG ④	12月26日 (木)	・制度の周知 ・不正防止の徹底と利用しやすさの調和 (任意後見制度等の利用の促進)

## 第1回中間検証WG

第1回目の中間検証WGは、[「市町村計画の策定／地域連携ネットワークづくり（中核機関の整備推進など）」](#)をテーマとして、令和元年10月9日（水）に開催されました。

厚生労働省からは、[本年7月1日時点における中核機関及び市町村計画策定等の取組に関する調査結果](#)（速報値・以下の表をご参照）を報告しました。

調査項目	H30.10.1	R1.7.1
中核機関・整備済み	79	139
権利擁護センター等・整備済み	413	434
中核機関の整備予定時期を明示	317	419
協議会等・設置済み	79	140
市町村計画・策定済み	60	127

[全国の中核機関・権利擁護センター等、市町村計画策定自治体の一覧（R1.7.1時点）](#)

調査結果からは、各地域で関係者の方々が精力的に取り組まれた結果、中核機関を始めとする体制整備が進んできている状況がうかがわれました。第1回中間検証WGでは、こうした調査結果や、[基本計画に係るKPI（成果目標）](#)では全国すべての市区町村における体制整備が求められていることを踏まえ、今後一層、取組の推進に向けた施策を実施していく必要があることが確認されました。

また、複数の委員から、体制整備の取組を推進する上では、市町村だけでなく都道府県の役割が重要である旨のご意見がありました。

厚生労働省としても、今後、都道府県担当者研修（令和2年1月16日開催予定）や各地域における説明会・セミナー等の機会を通じて、都道府県との連携を一層強化していくと

ともに、都道府県による市町村における体制整備を推進するための予算の確保に努めてまいります。

都道府県担当者研修は、都道府県社会福祉協議会の方も受講対象となっています。圏域の体制整備状況や連携の状況を踏まえた課題分析等の演習を予定しています。都道府県担当者経由でお申し込みください。



その他、第1回中間検証WGでは、以下の論点に関する議論が行われました。詳細については議事録をご覧ください。

- 地域の特性に応じた多様な主体（法テラス、弁護士、司法書士、社会福祉士以外の士業団体、消費生活センター等）との連携
- 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築における中核機関の位置付け
- 市区町村長申立を適切に実施していくための方策
- 日常生活自立支援事業と成年後見制度との連携

## 第2回中間検証WG

11月5日（火）に開催された第2回中間検証WGでは、**「意思決定支援の推進、後見人等担い手の確保」**がテーマとされました。

### 意思決定支援の推進

意思決定支援の推進に関しては、後見人等による意思決定支援の在り方に関するガイドラインの策定に向け、最高裁、専門職団体、厚生労働省が参加する意思決定支援ワーキンググループにおいて協議が行われています。

また、厚生労働省では、いわゆる「骨太の方針」や国の基本計画に係るKPIにも盛り込まれているとおり、策定されるガイドライン等を踏まえ、令和2年度以降、各都道府県において、後見人向けの意思決定支援研修を実施する予定としており、現在、その**研修内容を検討する調査研究事業**を行っています。

第2回中間検証WGでは、最高裁から検討中の**同ガイドラインの概要案**に関する説明があり、各委員からは、意思決定支援の重要性やガイドラインに盛り込むべき事項等に関して意見が述べられました。

### 後見人等担い手の確保

担い手の育成に関しては、厚生労働省から、**「[市民後見人の育成、法人後見支援に関する取組状況について報告](#)」**しました。市民後見人の育成に関しては、以下の具体的な取組例を紹介しました。

- ◆市民後見人育成・活動支援機関の広域的な整備  
(静岡県・県社会福祉協議会)
- ◆単独選任（広域）型・中小自治体が広域で市民後見人を養成  
(兵庫県西播磨4市3町・西播磨成年後見支援センター)
- ◆中核機関等のバックアップにより、家裁が市民後見人を多く選任  
(大阪市成年後見支援センター)
- ◆複数選任（市民後見人＋専門職後見人）⇒市民後見人単独移行型  
(神奈川県横須賀市・よこすか市民後見人等運営事業)
- ◆市社協の法人監督人＋市民後見人  
(名古屋市社協・成年後見あんしんセンター)
- ◆市民後見人を社協法人後見の支援員（身上保護担当）として活用  
(埼玉県飯能市・市社会福祉協議会)

各委員からは、市民後見人の養成講座の修了者が実際に後見人等に選任される割合が少ない等の現状の課題を踏まえ、市区町村等と家庭裁判所との連携や市民後見人の支援に関する体制整備の必要性等についての意見が述べられました。

その他、後見人等の担い手として期待される法人後見の活用の在り方等に関しても意見が述べられました。

中間検証WGにおける議論の詳細等については、**[厚生労働省HPの成年後見制度利用促進専門家会議のページ](#)**をご参照ください。

## 2. 報告！国研修（基礎研修）を開催しました

第1回（令和元年9月17日～19日、東京ベイ幕張ホール）及び第2回（10月29日～31日、TOC有明）基礎研修をそれぞれ開催しました。市町村職員、中核機関（予定を含む）職員の方を中心として、2回合わせて計426人にご参加いただきました。

第1回の冒頭には、本研修プログラムの検討委員会委員長の田山輝明先生が駆けつけてくださり、「求められている役割や業務に必要な知識・技術をしっかりと学んでいただくとともに、参加者同士の交流も深めていただきたい。研修によって実践力を高め、地域において一人でも多くの方々への支援に役立てられることを願います。」という激励のお言葉をいただきました。



早稲田大学 名誉教授  
田山 輝明 先生

### 【3日間の基礎研修プログラム】 ※回によって、講義の順序に変更があります。

	科目	講師
1日目	【講義】 成年後見制度利用促進法と基本計画	厚生労働省地域福祉課 成年後見制度利用促進室
	【講義】 権利擁護支援の理解	日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利擁護支援センター センター長 青木 佳史 氏
	【講義・演習】 意思決定支援を踏まえた後見活動の実際	○日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 運営委員 水島 俊彦 氏 ○司法書士 藤江 美保 氏
	【講義と演習】 対象者理解・対人援助基礎	ルーテル学院大学総合人間学部 教授 福島 喜代子 氏
2日目	【講義と演習】 成年後見制度の基礎	○公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 専務理事 西川 浩之 氏 ○豊田市福祉部福祉総合相談課 主査 安藤 亨 氏
	【講義】 関連諸制度の説明	厚生労働省地域福祉課 成年後見制度利用促進室
	【講義】 家庭裁判所について	最高裁判所 事務総局家庭局第二課 後見・財産管理グループ
	【演習】 中核機関の役割Ⅰ（地域連携ネットワーク・市町村長申立事例演習）	○豊田市福祉部福祉総合相談課 主査 安藤 亨 氏 ○SIN法律労務事務所 弁護士 福島 健太 氏
3日目	【演習】 権利擁護支援の広報	特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター センター長 住田 敦子 氏
	【講義と演習】 中核機関の役割Ⅱ（権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断）	○公益社団法人 福岡県社会福祉士会 副会長 稲吉 江美 氏 ○社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会 成年後見あんしんセンター 副所長 高橋 健輔 氏



基礎研修の最終回は、**11月25日～27日に大阪 OMM ビル**で開催する予定です。**12月から応用研修**が始まり、**1月には都道府県研修**も予定しています。応用研修は、まだ若干空きがありますので受講を希望される方は、都道府県経由で(福)全国社会福祉協議会へお申し込みください。

なお、本研修に係る旅費等は、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」（補助率1/2）の「中核機関の立ち上げ支援事業」の補助対象となります。すでに中核機関を立ち上げている自治体も、本研修の旅費は対象となりますので、近日行う予定の追加協議の際に、ご活用ください。

## 研修を終えて・・・参加者の皆さんの

声

### 市区町村職員

- ・ 本人の権利擁護という基本的な部分を改めて確認することができた。
- ・ 市町村長申立の細かい流れがわかった。研修では実際の資料が用いられていたためイメージしやすかった。
- ・ 本人情報シートが導入された経緯を知り、ケアマネジャーに記入依頼をしやすくなった。
- ・ 家裁の仕事の内容や仕組み等について知ることができ、家裁の敷居が低くなった。
- ・ 制度の細かいところや、家裁の手続きの流れが参考になった。書類が多くて大変とのイメージがあったが、家裁でチェックするポイントを聞くことができたので、相談時のアドバイスに役立つと思う。
- ・ 保佐・補助、同意・取消権について具体的にイメージできるようになり、説明しやすくなった。
- ・ 広報手段についてのグループワークで様々なツールがあることを知ることができ、参考になった。
- ・ 成年後見制度の利用促進に向けて、保佐・補助相当の方への支援の重要性を改めて感じた。
- ・ 日常生活自立支援事業の利用法について、今まで漠然としていたが、詳しく知ることができた。
- ・ 一般市民だけでなく、庁内職員向けの広報の提案など、非常に勉強になった。
- ・ 消費生活センターとの連携は、積極的に行っていく必要があると思った。地元でも検討していきたい。
- ・ 同じ課題に関して法律家と行政の方の話を聞いたことで、理解がさらに深まった。

### 中核機関（予定を含む）職員

- ・ ロールプレイングでは、自分の相談の受け方を相手の方に客観的に評価してもらえた。今後相談を受ける際に活かしていきたい。
- ・ 制度について住民や他部署に説明していくのに役立てられる振り返りができた。どの部署にいても権利擁護の視点から支援できるようにしていきたい。
- ・ 中核機関の立ち上げに向けて、イメージを持つことができた。
- ・ 権利擁護の視点でケースに関わることが支援のスタートだと思った。支援者の共通理解が必要。
- ・ 制度の基礎は十分、分かっているつもりだったが、法律家の視点での話は、新しく感じるところがあった。ネットワーク構築や連携のため、お互いの考え方の特徴を理解することの大事さが改めてわかった。
- ・ 意思決定の機会を奪わず、本人の可能性を信じることで、すばらしい方向へ向かった事例を知ることができ、今後の支援でも前向きに取り組めると思った。
- ・ 事例と演習を通して、中核機関の4つの機能を具体的に考えることができた。
- ・ 地域連携ネットワークのイメージができてきた。協議会の役割が理解できた。
- ・ 市町村の責任と成年後見制度の課題を改めて確認できた。

### 都道府県・都道府県社会福祉協議会職員

- ・ 自身で理解していることを相手のわかる言葉にして伝えることの難しさや、相談者に寄り添いながら相談に乗っていくことの難しさを改めて実感した。
- ・ 事業や制度の枠組みで切り分けるのではなく、きちんとアセスメントする重要性を改めて感じた。
- ・ 広報、研修の企画をグループワークで行ったことで、色々なアイデアを得られてとても参考になった。
- ・ 自立と保護、支援と介入のバランスをとるということを意識して業務に当たりたいと思った。
- ・ 本人を軸に、真の課題解決の仕組みをつくっていかねばならないと改めて考えた。

### 専門職・その他

- ・ 本人はどう考えているのか、原点である本人ありきを忘れずに対応したい。
- ・ 福祉職場に長く勤めていると、福祉の視点からのみ制度を見がちだが、家裁などの見方もわかり、両方の視点がわかった。
- ・ 後見等の事務について、直近の改正状況が分かった。
- ・ 計画策定や中核機関設置に向けて、しっかりと家裁と連携できるような関係づくりをしたいと思った。

来年も同様の研修を行う予定です。今年と同様に「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」の補助対象とする予定です。ぜひお越しください。



### 3. 各地の取組を紹介します

#### 次々と、成年後見制度利用促進条例の制定！

新たに成年後見制度利用促進に関する条例を制定した2つの自治体の取組をご紹介します。

#### 大分県臼杵市

##### 臼杵市成年後見制度の利用の促進に関する条例

臼杵市では、平成26年度には、臼杵市社会福祉協議会に業務委託し、「臼杵市市民後見センター」を設立、法人後見体制を整備。誰もが住み慣れた地域で安心して生活していける地域づくりを目指します。

#### 群馬県渋川市

##### 渋川市成年後見制度の利用を促進するための条例

渋川市では、令和元年9月に「渋川市成年後見サポートセンター」を開設し、分野を超えた連携により、全ての人が住み慣れた地域で安心して住み続けるための地域共生社会の実現にむけた地域共生型地域包括ケアシステムの構築の一層の推進を図ります。

#### 取組経過と今後の予定

平成25年度 市民後見人養成講座開設  
 平成26年度 臼杵市市民後見センター設立  
 (市社会福祉協議会に業務委託)  
 令和元年  
 4月1日 成年後見制度利用促進条例施行  
 5月～9月 審議会の開催(5回)  
 10月1日 成年後見制度利用促進計画策定  
 令和2年  
 1月 中核機関の整備(予定)

#### 取組経過と今後の予定

令和元年  
 9月1日 渋川市成年後見サポートセンター開設  
 (市直営による中核機関)  
 10月1日 成年後見制度利用促進条例施行  
 10月～1月 審議会の開催(2回)  
 令和2年  
 3月 成年後見制度利用促進計画策定(予定)



条例を制定したことで、市の責務が明確になったことはもちろん、基本計画の策定をはじめ施策を総合的かつ計画的に推進するための審議会を設置する根拠となりました。今後も、制度の利用促進体制の構築に努めて参ります。

(担当者のコメント)

(写真) 第5回審議会の様子

構成員：弁護士会、司法書士会、社会福祉協議会、医師、障がい・高齢者施設職員等 8名



条例に基づき、市民が安心して生活できるように、各種施策に取り組みます。

(担当者のコメント)

(写真) 成年後見サポートセンターの相談風景

成年後見制度の利用の促進に関する法律および基本計画を踏まえて、両市の条例には「市の責務」、「関係者の努力」、「計画の策定及び審議会の設置」、「中核機関の設置」等について盛り込まれています。条例制定によって、市内外に権利擁護に取り組む力強い姿勢をPRすることができると同時に、関係者の意識・理解が向上することにもつながると考えられ、市における今後の取組が実効性のあるものになると期待できます。

成年後見制度利用促進条例を制定する自治体や、審議会設置条例を制定する自治体、様々な取組が展開しています。中核機関の整備と市町村計画の策定のいずれを先行させるか等、施策の展開は様々です。市町村の責任に基き、地域の実情に応じた取組を展開していくことがポイントです。



## 中核機関の整備（広域）

### 宮崎県延岡市・高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町

#### 延岡・西臼杵権利擁護センター

延岡・西臼杵地域は、認知症高齢者等の支援の一環として「成年後見制度を安心して活用できる地域」を目指し、市町が現状を共有して県・家庭裁判所・職能団体等と協力・連携を図りつつ、先進地視察等によりイメージ・意識づくりを行うなどしたうえで、定住自立圏形成協定に、中核機関に関する事項を追加、令和元年10月に中核機関を設置し、成年後見制度利用促進に向けた取組を進めています。

#### 自治体概要（圏域） R1.11.1時点

人口：142,203人  
 (延岡市122,253人・高千穂町12,164人・日之影町3,968人・五ヶ瀬町3,818人)  
 面積：1554.96 km<sup>2</sup>  
 高齢化率：34.7%

#### 中核機関の概要

名称：延岡・西臼杵権利擁護センター

運営開始：令和元年10月1日

運営方法：委託（受託者：一般財団法人延岡市高齢者福祉協会）

職員数：3.5名（常勤専従職員3名、兼務職員0.5名）

※成年後見人や地域包括支援センター経験のある社会福祉士を配置

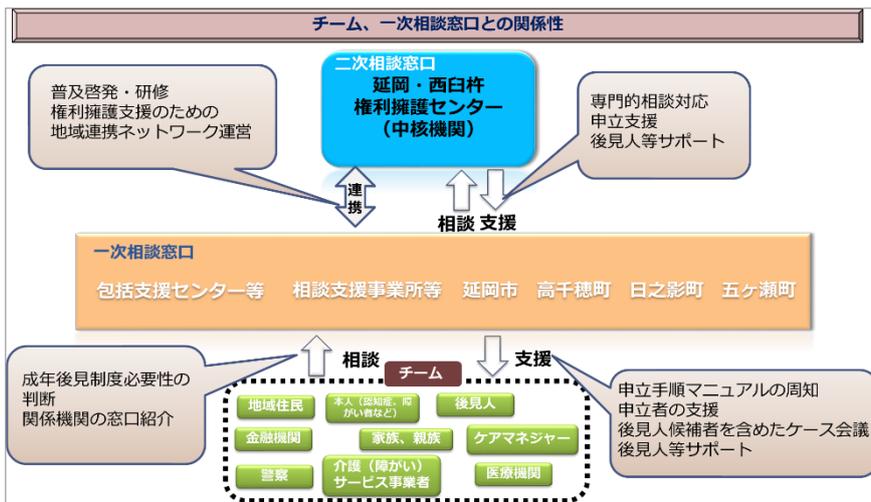


↑4市町首長（一部代理）と受託者代表者による看板披露

#### 業務内容

- ①二次相談
- ②申立支援  
(書類作成情報提供、後見人等候補者調整)
- ③地域連携ネットワーク運営  
(成年後見制度以外のネットワークも想定)
- ④普及啓発・研修  
(市民後見人養成研修含む)
- ⑤後見人等サポート

内容	ポイント
①二次相談	既存の機関である一次相談機関からの相談を受けるとともに、住民向けセミナーや研修を合同で企画します。
②定期巡回	最低でも1回/月は、各市町の窓口を訪問し、ケース相談対応や研修企画等に関する協議を行います。（臨時訪問もあり）
③権利擁護支援体制の充実	虐待・消費者被害防止、身元保証、更正支援等の権利擁護に関する課題にも携わり、広く権利擁護支援体制の充実に寄与することを目指します。
④家裁との連携	宮崎家裁延岡支部と1か月に1回、協議・意見交換を行い、連携を推進します。
⑤計画策定への協力	市町が成年後見制度利用促進基本計画を定める際に、助言等の協力を行います。



↑中核機関の業務風景

今後も、各地の取り組みの状況を、ぜひお知らせください。本ニュースレターでご紹介していきます！！



延岡・西臼杵地域は、高齢化率が県の平均よりも高く、公共交通の利便性が低い、専門職の後見人の担い手が十分ではないこと等の課題があります。ゆえに、各市町の危機感が高く、成年後見制度利用促進の体制整備が加速的に進みました。中核機関が権利擁護の「旗振り役」としての役割を果たすために、県、家裁、専門職団体等とも連携しながら取り組んでいます。

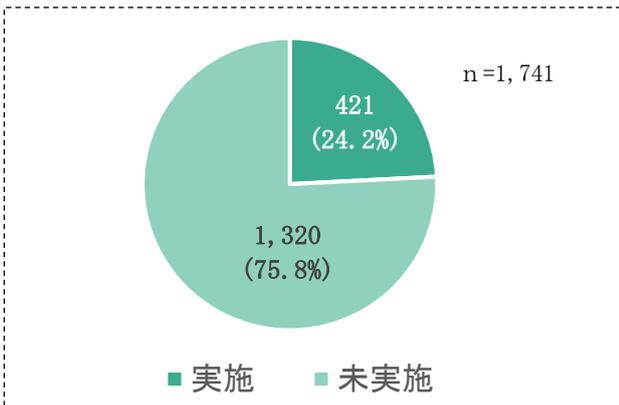
## 4. よくある Q&A

今回は、最近よくあるお問い合わせ「市民後見人」についてご紹介します。

わが町では市民後見人の育成に取り組んでいますが、なかなか後見人等として選任されません。どのような点に気を付けて取組を進めていけば良いのでしょうか？

前出のとおり（P 2）、市民後見人に関する取組については、市民後見人養成講座の修了者が後見人等として選任される割合が少ないという課題が指摘されています。実際に、昨年10月1日時点の調査結果は、以下のようになっています。

市区町村による養成等の実施の有無 ※H29 年度末時点



養成者数・登録者数・受任者数 ※H29 年度末時点

養成者数	14,140 人
登録者数	6,199 人
成年後見人等の受任者数	1,379 人 (養成者数の約 9.8%)

こうした課題を踏まえつつ、市民後見人の取組を推進していくためには、

- 適切な育成・支援体制の整備
- 後見人等を選任する家庭裁判所との連携がポイントになるものと考えられます。

『地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備の手引き』の p.88～89「市民後見人等の活用に向けた家庭裁判所との連携」のコラムがあり、選任が進んでいる地域の特長として

以下を挙げています。

1. 市民後見人の養成カリキュラムなどについて家庭裁判所に説明し、必要に応じて、家庭裁判所書記官による講義等をカリキュラムに組み入れる。
2. 市民後見人に選任された後のバックアップ体制として、養成した社協等が市民後見人と面談したり、相談を受けたりする体制を確立するといった取組を進める。

また、[第2回中間検証WG資料4-4](#)では、以下のとおり、最高裁判所から、市民後見人の活用するためには育成・活用に必要な体制整備や家庭裁判所との情報共有が必要であることが示されました。

- 市民後見人の活用に向けた調整  
「市民後見人育成のカリキュラム」や「市民後見人の支援体制」を整備し、家庭裁判所と情報共有することにより、市民後見人の選任に適した事案のイメージをあらかじめ共有する
- 個別事案での市民後見人の活用  
市民後見人の選任に適した事案について適切に候補者を選定して推薦する

なお、市民後見人の選任形態については、家庭裁判所や専門職団体等と連携し、地域の実情を踏まえて適切な選任形態が模索されるものと考えられますが、中間検証WGの資料にも市民後見人の選任形態に関するもの（P 2記載の各取組例を紹介した[第2回WG資料3](#)のほか、[第1回WG資料8-3](#)等）がありますので、是非ご参考にしていただければと思います。

市民後見人の活用に向けた調整などの場面において、家庭裁判所との連携を図る際には、例えば、家庭裁判所に協議会等へのオブザーバー参加を求めるなど、地域における関係者の合議体を活用することが考えられますね。

